

新型コロナウイルス感染症への対応

令和3年3月5日
内閣官房・厚生労働省

モニタリング検査の実施

【1. 目的】

- 緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査などの対応を講じる。まん延防止等重点措置も機動的に活用。

【2. 実施場所】

- 繁華街・歓楽街、事業所、大学、空港、駅等比較的感染リスクの高い場所を中心に実施（スポットで検査キットを交付する方式・団体検査方式）

【3. 対象地域】

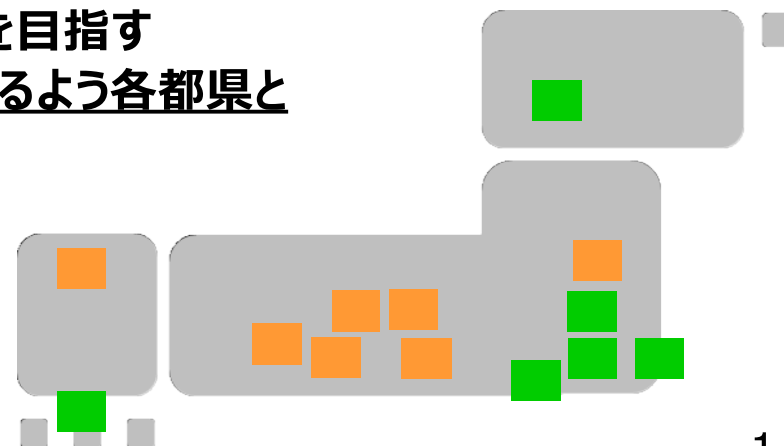
- 栃木県は2月22日から、岐阜県は3月4日から、大阪府、京都府、兵庫県は3月5日から、愛知県、福岡県は3月6日から、それぞれ検査を開始
- 緊急事態宣言が実施されている1都3県、北海道、沖縄県についても検査場所の選定に向けた自治体との調整を順次行い、早期の開始を目指す
- 首都圏についても、解除後に迅速に検査を開始できるよう各都県と調整を進める

【4. 規模】

- 段階的に検査数を拡大、1日1万件規模を目指す

【5. 検査結果及び分析結果】

- 検査結果や分析に関しては、随時、内閣官房ウェブサイト¹に公開し、活用を図る



保健所による積極的疫学調査の徹底

- 各保健所では、感染が拡大する中で、優先度を踏まえた積極的疫学調査に取り組んできたが、**感染状況の改善に伴い、感染拡大前と同様の対応に戻し、強化していくことが必要**。IHEATの積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、**感染源の推定のための調査（後ろ向き調査）を含めた積極的疫学調査の強化**を図る。
- 感染者の入院・入所に当たっての対応や自宅療養者の健康観察等の**各保健所業務の外部委託の活用、IHEATの積極的な活用、人材確保の好事例の横展開**等を通じて保健所の体制強化を図る。

(※) 人員体制の強化については、都道府県単位での専門人材派遣の仕組み（IHEAT）について昨年の1,200名から現在3,000名を確保したところであり、更なる増員を目指す、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を今後2年間で約900名（約1,800名から約2,700名）増員するための地方財政措置を講じる等の取組を進めている。